協議第３６号

上・下水道事業について

上・下水道事業について、次のとおり提案する。

平成１５年１０月３０日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

上・下水道事業については、別紙のとおりとする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.1

協定項目番号	19-9	協定項目名	上･下水道事業
調 整 方 針		1．八日市市上水道事業と五個荘町上水道事業については、新市の上水道事業として実施する。 永源寺町簡易水道事業については、新市の簡易水道事業として実施する。 愛東町･湖東町の上水道事業については、現行のとおり愛知郡広域行政組合で実施する。 2．公共下水道事業に係る使用料については、平成17年度から統一する。また、受益者負担金（分担金）については、現行のとおりとする。 3．農業集落排水事業に係る使用料金については、平成17年度から統一する。また、受益者分担金については、合併時に統一し、新規加入金は現行のとおりとする。 農業集落排水事業に係る施設管理積立基金については、合併時までに清算する。	

1 市 4 町 の 現 況 （水道事業）

八日市市

【水道事業】
八日市市上水道事業として実施

○水道料金（1月当たり）
料金は、1ヶ月について次に掲げる基本料金、超過料金（超過水量の区分に応じて算出した金額の合計額）及びメーター使用料の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

基本料金	超過料金 1㎥につき
家事用 10㎥まで 1，000円	11㎥～ 20㎥ 100円 21㎥～ 40㎥ 120円 41㎥～100㎥ 130円 101㎥～500㎥ 140円 501㎥～ 150円
営業用 30㎥まで 3，300円	31㎥～100㎥ 130円 101㎥～500㎥ 140円 501㎥～ 150円
浴場用 50㎥まで 5，000円	51㎥～ 100円
官公署 学校 病院用 30㎥まで 3，200円	31㎥～100㎥ 130円 101㎥～500㎥ 140円 500㎥～ 150円
会社工場用 50㎥まで 5，900円	51㎥～100㎥ 130円 101㎥～500㎥ 140円 501㎥～ 150円

永源寺町

【水道事業】
4つの簡易水道事業として実施

※簡易水道事業とは、給水人口が101人から5,000人までの範囲を対象として供給する水道。

○水道料金（1月当たり）
料金は、1ヶ月について次に掲げる基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額とする。

東部簡易水道

基本料金 口径	基本料金 金額	超過料金 1㎥につき
13㎜	10㎥まで 1，800円	50円
20㎜	20㎥まで 3，600円	
25㎜	30㎥まで 5，400円	
40㎜	45㎥まで 8，100円	
50㎜	100㎥まで 18，000円	

相谷簡易水道

基本料金 口径	基本料金 金額	超過料金 1㎥につき
13㎜	10㎥まで 1，800円	50円
20㎜	20㎥まで 3，600円	
25㎜	30㎥まで 5，400円	
40㎜	45㎥まで 8，100円	
50㎜	100㎥まで 18，000円	

五個荘町

【水道事業】
五個荘町上水道事業として実施

○水道料金（1月当たり）
料金は、1ヶ月につき次に掲げる基本料金、超過料金の合計額に消費税相当額を加えた額とする。

基本料金 口径	基本料金 金額	超過料金 1㎥につき
13㎜	15㎥まで 3，000円	150円
20㎜	30㎥まで 6，600円	160円
25㎜	50㎥まで 11，500円	
40㎜	100㎥まで 23，000円	
50㎜	200㎥まで 46，000円	
75㎜	500㎥まで 115，000円	
100㎜	1，000㎥まで 230，000円	

愛東町

【水道事業】
愛知郡広域行政組合で上水道事業として実施

○水道料金（1月当たり）
料金は、1ヶ月について次に掲げる基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

基本料金 口径	基本料金 金額	超過料金 1㎥につき
13㎜	7㎥まで 850円	8㎥～ 50㎥ 80円 51㎥～200㎥ 90円 201㎥～ 100円
20㎜	14㎥まで 1，720円	15㎥～ 50㎥ 80円 51㎥～200㎥ 90円 201㎥～ 100円
25㎜	21㎥まで 2，550円	22㎥～ 50㎥ 80円 51㎥～200㎥ 90円 201㎥～ 100円

湖東町

【水道事業】
愛知郡広域行政組合で上水道事業として実施

○水道料金（1月当たり）

同左

同左

調整の具体的な内容

八日市市･五個荘町の水道料金については、新市における施設計画及び財政計画に基づく料金に統一するよう合併後段階的に調整する。

永源寺町の水道料金については、4つの簡易水道料金を統一するよう合併時までに調整する。

愛東町･湖東町の水道料金については、愛知郡広域行政組合で定める額とする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.2

協定項目番号	19-9	協定項目名	上･下水道事業

1　市　4　町　の　現　況　(水道事業)

八日市市

メーター使用料(1月当たり)

口径	使用料
13㎜	75円
20㎜	180円
25㎜	280円
30㎜	500円
40㎜	850円
50㎜	1，700円
75㎜	2，200円
100㎜	3，300円

永源寺町

南部簡易水道

基本料金 口径	基本料金 金額	超過料金 1㎥につき
13㎜	10㎥まで 1，800円	50円
20㎜	20㎥まで 3，600円	
25㎜	30㎥まで 5，400円	
40㎜	45㎥まで 8，100円	
50㎜	100㎥まで 18，000円	

中西部簡易水道

基本料金 口径	基本料金 金額	超過料金 1㎥につき
13㎜	10㎥まで 1，600円	50円
20㎜	20㎥まで 3，200円	
25㎜	30㎥まで 4，800円	
40㎜	45㎥まで 7，200円	
50㎜	100㎥まで 16，000円	

メーター使用料(1月当たり)

口径	使用料
13㎜	60円
20㎜	120円
25㎜	130円
40㎜	250円
50㎜	1，220円

五個荘町

メーター使用料(1月当たり)

口径	使用料
13㎜	60円
20㎜	100円
25㎜	150円
40㎜	500円
50㎜	1，000円
75㎜	1，400円
100㎜	2，000円

愛東町

メーター使用料(1月当たり)

口径	使用料
13㎜	50円
20㎜	80円
25㎜	150円
30㎜	200円
40㎜	300円
50㎜	500円
75㎜	1，500円

湖東町

メーター使用料(1月当たり)

同左

調整の具体的な内容

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号	19-9	協定項目名	上･下水道事業

1市4町の現況（水道事業）

八日市市

○加入金

口径	加入金
13㎜	55,000円
20㎜	140,000円
25㎜	260,000円
30㎜	420,000円
40㎜	800,000円
50㎜	1,200,000円
75㎜	3,000,000円
100㎜	5,100,000円

永源寺町

○加入金

東部簡易水道

口径	加入金
13㎜	240,000円
20㎜	288,000円
25㎜	312,000円
40㎜	384,000円
50㎜	528,000円

相谷簡易水道

一般用　50,000円
営業用　62,500円

中西部簡易水道

口径	加入金
13㎜	239,000円
20㎜	287,000円
25㎜	310,000円
40㎜	382,000円
50㎜	526,000円

南部簡易水道

口径	加入金
13㎜	204,000円
20㎜	240,000円
25㎜	264,000円
40㎜	324,000円
50㎜	444,000円

五個荘町

○加入金

口径	加入金
13㎜	80,000円
20㎜	130,000円
25㎜	170,000円
40㎜	320,000円
50㎜	550,000円
75㎜	1,100,000円
100㎜	2,000,000円

愛東町

○加入金

口径	加入金
13㎜	100,000円
20㎜	280,000円
25㎜	470,000円
30㎜	678,000円
40㎜	1,178,000円
50㎜	1,633,000円

湖東町

○加入金

同左

調整の具体的な内容

八日市市･五個荘町の加入金については、水道料金の改定とあわせて合併後調整する。

永源寺町の加入金については、当分の間、現行のとおりとする。

愛東町･湖東町の加入金については、愛知郡広域行政組合で定める額とする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.4

協定項目番号	19-9	協定項目名	上･下水道事業

1市4町の現況（公共下水道事業）

八日市市

【公共下水道事業】

○整備状況（平成14年度末現在）

供用開始年月日	H1.4.15
行政区域内人口	45,144 人
全体計画人口	51,200 人
処理区域内人口	29,043 人
普及率	64.3 %
水洗便所設置済人口	21,802 人
水洗化率	75.1 %
行政区域面積	5,260 ha
全体計画面積	1,683 ha
処理区域面積	630 ha
処理施設	湖南中部浄化ｾﾝﾀｰ
排除方式	分流式

○使用料

使用料は、基本料金と超過料金（超過排水量の区分に応じて算出した金額）との合計（従量制）で賦課

（算定方法）

消費税別（10円未満切捨）

1ヶ月につき
一般排水

基本料金		超過料金	
排水量	料金	排水量	1㎥につき
10㎥まで	円 1,000	10㎥を超え 20㎥まで	円 100
		20㎥を超え 40㎥まで	110
		40㎥を超え 100㎥まで	120
		100㎥を超え 500㎥まで	130
		500㎥を超える分	140

永源寺町

【公共下水道事業】

○整備状況（平成14年度末現在）

該当なし
※町内全域が都市計画区域外のため

○使用料

該当なし

五個荘町

【公共下水道事業】

○整備状況（平成14年度末現在）

供用開始年月日	H9.4.1
行政区域内人口	11,935 人
全体計画人口	13,000 人
処理区域内人口	9,636 人
普及率	80.7 %
水洗便所設置済人口	5,070 人
水洗化率	52.6 %
行政区域面積	1,628 ha
全体計画面積	545 ha
処理区域面積	370 ha
処理施設	湖南中部浄化ｾﾝﾀｰ
排除方式	分流式

○使用料

使用料は、基本料金と人数割料金で賦課

（算定方法）

消費税別（10円未満切捨）

1ヶ月につき
① 家庭用のみに使用した場合

基本料金	人数割
一戸当り 2,800円	一人当り 270円

② ①以外または使用人員の把握が困難な場合

基本料金		超過料金	
排水量	料金	排水量	1㎥につき
15㎥まで	円 2,000	15㎥を超える分	円 140

愛東町

【公共下水道事業】

○整備状況（平成14年度末現在）

供用開始年月日	未定
行政区域内人口	5,680 人
全体計画人口	6,530 人
処理区域内人口	― 人
普及率	0.0 %
水洗便所設置済人口	0 人
水洗化率	0.0 %
行政区域面積	4,089 ha
全体計画面積	― ha
処理区域面積	250.9 ha
処理施設	東北部浄化ｾﾝﾀｰ
排除方式	分流式

○使用料

該当なし

湖東町

【公共下水道事業】

○整備状況（平成14年度末現在）

供用開始年月日	未定
行政区域内人口	9,139 人
全体計画人口	11,690 人
処理区域内人口	― 人
普及率	0.0 %
水洗便所設置済人口	0 人
水洗化率	0.0 %
行政区域面積	2,635 ha
全体計画面積	― ha
処理区域面積	575.9 ha
処理施設	東北部浄化ｾﾝﾀｰ
排除方式	分流式

○使用料

該当なし

調整の具体的な内容

新市において計画的に整備する。

使用料については、平成17年4月分から統一し、その算定方法は従量制によるものとする。

（算定方法）

消費税別（10円未満切捨）

1ヶ月につき
一般排水

基本料金		超過料金	
排水量	料金	排水量	1㎥につき
10㎥まで	円 1,000	10㎥を超え 20㎥まで	円 120
		20㎥を超え 40㎥まで	130
		40㎥を超え 100㎥まで	140
		100㎥を超え 500㎥まで	150
		500㎥を超える分	160

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号	19-9	協定項目名	上･下水道事業

1 市 4 町 の 現 況 (公共下水道事業)

八日市市

特定排水

基本料金		超過料金	
排水量	料金	排水量	1㎥につき
―	―	750㎥を超える分	円 164

公衆浴場排水

基本料金		超過料金	
排水量	料金	排水量	1㎥につき
300㎥まで	円 10,000	300㎥を超える分	円 50

(排水量の認定)
(1) 水道水のみを使用している場合は、上水道使用水量を汚水量とする。

(2) 井戸水のみを使用の場合は、世帯構成員一人につき1ヶ月7㎥で認定する。

(3) 上水道と井戸水を併用の場合は、上水道の使用水量と井戸水の認定水量(世帯人員×7㎥)を比較してどちらか多い方の水量とみなす。

(徴収方法)
･口座振替等による個別徴収
･2ヶ月徴収(上水道料金と同一)

○受益者負担金(分担金)

(受益者負担金の額)
都市計画税の一部を下水道事業に充当しているため、市街化区域(第1負担区)と市街化調整区域(第2負担区)で負担区分をしている。

･第1負担区 250円／㎡
(3年12回分割の制度あり)
･第2負担区 420円／㎡
(3年12回分割の制度あり)

永源寺町

○受益者負担金(分担金)

該当なし

五個荘町

特定排水

基本料金		超過料金	
排水量	料金	排水量	1㎥につき
―	―	750㎥を超える分	円 190

(②の排水量の認定)
(1) 水道水のみを使用している場合は、上水道使用水量を汚水量とする。

(2) 井戸水のみを使用の場合は、世帯構成員一人につき1ヶ月7㎥で認定する。

(3) 上水道と井戸水を併用の場合は、上水道の使用水量と井戸水の認定水量(世帯人員×7㎥)を比較してどちらか多い方の水量とみなす。

(徴収方法)
･口座振替等による個別徴収
･1ヶ月徴収(上水道料金と同一)

○受益者負担金(分担金)

(受益者負担金の額)
125,000円／ます割額(均等割) と
250円／敷地面積1㎡ を合算した額

愛東町

○受益者負担金(分担金)

該当なし

湖東町

○受益者負担金(分担金)

該当なし

調整の具体的な内容

特定排水

基本料金		超過料金	
排水量	料金	排水量	1㎥につき
―	―	750㎥を超える分	円 180

公衆浴場排水

基本料金		超過料金	
排水量	料金	排水量	1㎥につき
300㎥まで	円 10,000	300㎥を超える分	円 50

(排水量の認定)
(1) 水道水のみを使用している場合は、上水道使用水量を汚水量とする。

(2) 井戸水のみを使用の場合は、世帯構成員一人につき1ヶ月7㎥で認定する。

(3) 上水道と井戸水を併用の場合は、上水道の使用水量と井戸水の認定水量(世帯人員×7㎥)を比較してどちらか多い方の水量とみなす。

(徴収方法)
･口座振替等による個別徴収
･上水道料金と同一

受益者負担金については、これまでの整備に要した費用をもとに算出していることから、現行の各処理分区のとおりとする。
また、農業集落排水処理施設を公共下水道へ接続替する際の受益者負担金は徴収しない。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.6

協定項目番号	19-9	協定項目名	上･下水道事業

1 市 4 町 の 現 況 （農業集落排水事業）

八日市市

【農業集落排水事業】

○整備状況（平成14年度末現在）

9地区（すべて整備済）

地区名	布施
供用開始年月日	S61.6.9
計画処理人口	440人
水洗化率	98.5%
対象集落	布施町

地区名	大森
供用開始年月日	H1.7.17
計画処理人口	850人
水洗化率	100.0%
対象集落	大森町

地区名	市辺
供用開始年月日	H2.4.1
計画処理人口	1080人
水洗化率	99.2%
対象集落	東市辺町 西市辺町

地区名	上大森
供用開始年月日	S63.6.1
計画処理人口	405人
水洗化率	99.3%
対象集落	上大森町

地区名	林田
供用開始年月日	H5.4.21
計画処理人口	320人
水洗化率	100.0%
対象集落	林田町

地区名	瓜生津
供用開始年月日	H7.6.1
計画処理人口	390人
水洗化率	97.5%
対象集落	瓜生津町

永源寺町

【農業集落排水事業】

○整備状況（平成14年度末現在）

8地区（7地区で整備済）

地区名	市原東部
供用開始年月日	S62.8.1
計画処理人口	935人
水洗化率	100.0%
対象集落	高木、上二俣 池之脇

地区名	市原中部
供用開始年月日	H4.6.1
計画処理人口	730人
水洗化率	100.0%
対象集落	新出 市原野

地区名	和南
供用開始年月日	H6.2.1
計画処理人口	310人
水洗化率	100.0%
対象集落	和南

地区名	山上
供用開始年月日	H8.5.1
計画処理人口	2,710人
水洗化率	95.6%
対象集落	山上、上二俣（一部）、高木（一部）

地区名	高野
供用開始年月日	H8.10.1
計画処理人口	910人
水洗化率	94.4%
対象集落	高野

地区名	青野
供用開始年月日	H10.4.1
計画処理人口	860人
水洗化率	84.6%
対象集落	青野

五個荘町

【農業集落排水事業】

○整備状況（平成14年度末現在）

3地区（すべて整備済）

地区名	奥
供用開始年月日	H3.1.7
計画処理人口	530人
水洗化率	95.5%
対象集落	奥

地区名	西部
供用開始年月日	H4.7.1
計画処理人口	1,070人
水洗化率	99.7%
対象集落	石馬寺、七里

地区名	南部
供用開始年月日	H8.4.1
計画処理人口	1,140人
水洗化率	99.5%
対象集落	新堂、木流 平阪、伊野部

愛東町

【農業集落排水事業】

○整備状況（平成14年度末現在）

10地区（すべて整備済）

地区名	大萩
供用開始年月日	S58.7.1
計画処理人口	350人
水洗化率	100.0%
対象集落	大萩

地区名	青山
供用開始年月日	S61.7.1
計画処理人口	640人
水洗化率	100.0%
対象集落	青山

地区名	上岸本
供用開始年月日	S63.5.1
計画処理人口	400人
水洗化率	100.0%
対象集落	上岸本

地区名	鯰江
供用開始年月日	S63.7.1
計画処理人口	410人
水洗化率	100.0%
対象集落	鯰江

地区名	愛東東部
供用開始年月日	H1.8.1
計画処理人口	930人
水洗化率	93.6%
対象集落	平尾、小倉 外

地区名	愛東南部
供用開始年月日	H2.10.1
計画処理人口	1,330人
水洗化率	97.0%
対象集落	中戸、妹、曽根

湖東町

【農業集落排水事業】

○整備状況（平成14年度末現在）

14地区（すべて整備済）

地区名	中一色
供用開始年月日	S60.5.10
計画処理人口	272人
水洗化率	100.0%
対象集落	中一色

地区名	菩提寺
供用開始年月日	S61.9.16
計画処理人口	830人
水洗化率	100.0%
対象集落	北菩提寺、南菩提寺、西菩提寺

地区名	北輝
供用開始年月日	S62.5.1
計画処理人口	830人
水洗化率	100.0%
対象集落	勝堂、下一色

地区名	花沢
供用開始年月日	H1.4.1
計画処理人口	820人
水洗化率	100.0%
対象集落	南花沢、北花沢 読合堂

地区名	湯里
供用開始年月日	H1.4.1
計画処理人口	870人
水洗化率	98.2%
対象集落	湯屋、中里

地区名	小八木
供用開始年月日	H2.7.1
計画処理人口	870人
水洗化率	99.7%
対象集落	小八木、今在家

調整の具体的な内容

農業集落排水処理施設については、計画的に整備する。また、各施設の適正な維持管理に努める。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号	19-9	協定項目名	上･下水道事業

1 市 4 町 の 現 況 (農業集落排水事業)

八日市市

地区名	白鳥南部
供用開始年月日	H9.4.1
計画処理人口	1,130人
水洗化率	97.2%
対象集落	上羽田町

地区名	白鳥西部
供用開始年月日	H9.4.1
計画処理人口	1,290人
水洗化率	96.8%
対象集落	中羽田町 下羽田町

地区名	八日市東部
供用開始年月日	H14.1.4
計画処理人口	960人
水洗化率	62.1%
対象集落	八日市市池田町 今代町 寺町 永源寺町如来 藤の森

永源寺町

地区名	市原西部
供用開始年月日	H11.10.1
計画処理人口	630人
水洗化率	78.0%
対象集落	石谷、一式

永源寺町如来、藤の森は八日市東部

五個荘町

愛東町

地区名	百済寺
供用開始年月日	H4.3.1
計画処理人口	880人
水洗化率	91.8%
対象集落	百済寺乙 百済寺丙

地区名	角井
供用開始年月日	H5.11.1
計画処理人口	1,160人
水洗化率	81.3%
対象集落	園、大覚寺 大林、市ヶ原

地区名	愛東北部
供用開始年月日	H6.6.1
計画処理人口	590人
水洗化率	85.1%
対象集落	百済寺丁 百済寺戊

地区名	愛東中部
供用開始年月日	H7.11.1
計画処理人口	1,500人
水洗化率	75.1%
対象集落	上中野、下中野 池之尻、梅林

湖東町

地区名	湖東
供用開始年月日	H2.11.11
計画処理人口	260人
水洗化率	100.0%
対象集落	清水中

地区名	柳園
供用開始年月日	H3.4.1
計画処理人口	780人
水洗化率	100.0%
対象集落	平柳、祇園

地区名	横溝
供用開始年月日	H4.4.1
計画処理人口	1,260人
水洗化率	100.0%
対象集落	横溝、横溝出屋 敷、小池

地区名	岸本
供用開始年月日	H4.4.1
計画処理人口	690人
水洗化率	100.0%
対象集落	中岸本、下岸本

地区名	清水
供用開始年月日	H5.4.1
計画処理人口	1,160人
水洗化率	95.3%
対象集落	大清水、南清水 北清水

地区名	平松
供用開始年月日	H6.4.1
計画処理人口	1,240人
水洗化率	93.8%
対象集落	僧坊、平松 大沢、下里

地区名	小田苅
供用開始年月日	H7.6.1
計画処理人口	1,790人
水洗化率	97.4%
対象集落	小田苅、長

地区名	池庄
供用開始年月日	H7.10.1
計画処理人口	790人
水洗化率	100.0%
対象集落	池庄

調整の具体的な内容

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.8

協定項目番号	19-9	協定項目名	上･下水道事業

1市4町の現況（農業集落排水事業）

八日市市

○使用料

使用料は、一戸当りの基本料金で賦課

（算定方法）
消費税込み
・1ヶ月につき

処理区	基本料金	人数割
布施	4,600円	―
大森	5,100円	―
市辺	3,600円	―
上大森	3,600円	―
林田	5,100円	―
瓜生津	5,100円	―
白鳥南部	3,600円	―
白鳥西部	3,600円	―
八日市東部	4,000円	―

（徴収方法）
各管理組合による徴収

○分担金

（分担金の額）
・事業に要する費用に100分の9を乗じて得た額とする。

○新規加入金

（各管理組合の定めた額）

○施設管理積立基金

有り

永源寺町

○使用料

使用料は、基本料金と人数割料金で賦課

（算定方法）
消費税込み
・1ヶ月につき

処理区	基本料金	人数割
市原東部	3,000円	500円
市原中部	2,200円	300円
和南	3,000円	500円
山上	2,200円	450円
高野	3,000円	500円
青野	3,000円	500円
市原西部	3,000円	500円

（徴収方法）
口座振替等による個別徴収

○分担金

（分担金の額）
・事業に要する費用に100分の15を乗じて得た額とする。

○新規加入金

（各管理組合の定めた額）

○施設管理積立基金

有り

五個荘町

○使用料

使用料は、基本料金と人数割料金で賦課

（算定方法）
消費税別〔10円未満切捨〕
・1ヶ月につき

	基本料金	人数割
全処理区	2,800円	270円

※公共下水道料金と同一

（徴収方法）
口座振替等による個別徴収

○分担金

（分担金の額）
・事業に要する費用の100分の10以内とする。

○新規加入金

25万円　※公共下水道事業と同額

○施設管理積立基金

該当なし

愛東町

○使用料

使用料は、一戸当りの基本料金で賦課

（算定方法）
消費税込み
・1ヶ月につき

	基本料金	人数割
全処理区	3,500円	―

（徴収方法）
各管理組合による徴収

○分担金

（分担金の額）
・事業に要する費用（当該事業に対し補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の額を差し引いた額）の範囲内において町長が定める額とする。

○新規加入金

（各管理組合の定めた額）

○施設管理積立基金

有り

湖東町

○使用料

使用料は、基本料金と排水料金で賦課

（算定方法）
消費税別〔10円未満切捨〕
・1ヶ月につき

基本料金	
人員	料金
10人以下	1,500円
11人～30人	3,000円
31人～50人	4,500円
51人～100人	7,500円
101人～200人	10,500円
200人～300人	15,000円
301人～500人	22,500円

排水料金			
種別	基本排水水量	1㎥／人	
一般家庭排水	1人当り7㎥	5人以下	50円
		5人を超えた1人につき	15円
その他の排水	1人当り7㎥	50円	

注：使用日数が15日未満の場合は1人当り3.5㎥となります。

（徴収方法）
口座振替等による個別徴収

○分担金

（分担金の額）
・事業に要する費用（測量試験費を除いた額）の100分の10以内とする。

○新規加入金

（各管理組合の定めた額）

○施設管理積立基金

有り

調整の具体的な内容

使用料については、平成17年4月分から統一し、その算定方法及び徴収方法は次のとおりとする。ただし、店舗または事務所等の使用料については、合併時までに調整する。

（算定方法）
消費税別（10円未満切捨）

	基本料金	人数割
全処理区	1,900円	350円

（徴収方法）
口座振替等による個別徴収

分担金については、合併時に統一する。

新規加入金については、現行のとおりとする。

施設管理積立基金については、合併時までに清算する。

資 料 1

協　議　事　項	上･下水道事業	協 定 項 目 N o .	19-9

公 共 下 水 道 事 業 に か か る 使 用 料 比 較 表

八日市市

○一般家庭の料金体系

基本料金		超過料金	
排水量	料金	排水量	1㎥につき
10㎥まで	円 1，000	11～20㎥	円 100
		21～ 40㎥	110
		41～ 100㎥	120

（消費税別）

○世帯構成人数別の料金試算

※1人1ヶ月7㎥〔認定水量〕を使用した場合（消費税を含む。）

世帯人員	料　金
1人	1,050円
2人	1,470円
3人	2,215円
4人	3,024円
5人	3,832円

永源寺町

五個荘町

○一般家庭の料金体系

基本料金	人数割料金
一戸当り 2,800円	一人当り 270円

（消費税別）

○世帯構成人数別の料金試算

（消費税を含む。）

世帯人員	料　金
1人	3,223円
2人	3,507円
3人	3,790円
4人	4,047円
5人	4,357円

愛東町

湖東町

調整の具体的な内容

○一般家庭の料金体系

基本料金		超過料金	
排水量	料金	排水量	1㎥につき
10㎥まで	円 1,000	11～20㎥	円 120
		21～ 40㎥	130
		41～ 100㎥	140

（消費税別）

○世帯構成人数別の料金試算

※1人1ヶ月7㎥〔認定水量〕を使用した場合（消費税を含む。）

世帯人員	料　金
1人	1,050円
2人	1,554円
3人	2,446円
4人	3,402円
5人	4,357円

資 料 2

協　議　事　項	上･下水道事業	協 定 項 目 N o .	19-9

農 業 集 落 排 水 事 業 に か か る 使 用 料 比 較 表

八日市市

○一般家庭の料金体系
(9地区)

	基本料金	人数割	地区
①	3,600円	－	4
②	4,000円	－	1
③	4,600円	－	1
④	5,100円	－	3

(消費税込み)

○世帯構成人数別の料金一覧

(消費税を含む。)

①

世帯人員	料　金
1人	3,600円
2人	
3人	
4人	
5人	

②

世帯人員	料　金
1人	4,000円
2人	
3人	
4人	
5人	

③

世帯人員	料　金
1人	4,600円
2人	
3人	
4人	
5人	

④

世帯人員	料　金
1人	5,100円
2人	
3人	
4人	
5人	

永源寺町

○一般家庭の料金体系
(7地区)

	基本料金	人数割	地区
①	2,200円	300円	1
②	2,200円	450円	1
③	3,000円	500円	5

(消費税込み)

○世帯構成人数別の料金一覧

(消費税を含む。)

①

世帯人員	料　金
1人	2,500円
2人	2,800円
3人	3,100円
4人	3,400円
5人	3,700円

②

世帯人員	料　金
1人	2,650円
2人	3,100円
3人	3,100円
4人	4,000円
5人	4,450円

③

世帯人員	料　金
1人	3,500円
2人	4,000円
3人	4,500円
4人	5,000円
5人	5,500円

五個荘町

○一般家庭の料金体系
(3地区)

基本料金	人数割	地区
2,800円	270円	3

(消費税別)

○世帯構成人数別の料金一覧

(消費税を含む。)

世帯人員	料　金
1人	3,223円
2人	3,507円
3人	3,790円
4人	4,074円
5人	4,357円

愛東町

○一般家庭の料金体系
(10地区)

基本料金	人数割	地区
3,500円	－	10

(消費税込み)

○世帯構成人数別の料金一覧

(消費税を含む。)

世帯人員	料　金
1人	3,500円
2人	
3人	
4人	
5人	

湖東町

○一般家庭の料金体系
(14地区)

基本料金	人数割	地区
1,500円	350円	14

(消費税別)

○世帯構成人数別の料金一覧

(消費税を含む。)

世帯人員	料　金
1人	1,942円
2人	2,310円
3人	2,677円
4人	3,045円
5人	3,412円

調整の具体的な内容

○一般家庭の料金体系
(43地区)

基本料金	人数割	地区
1,900円	**350円**	**43**

(消費税別)

○世帯構成人数別の料金一覧

(消費税を含む。)

世帯人員	料　金
1人	**2,362円**
2人	**2,730円**
3人	**3,097円**
4人	**3,465円**
5人	**3,832円**

資　料　3

協　議　事　項	上・下水道事業	協定項目No.	19－9

先　進　地　事　例

新市名等	合併の方式	関係市町	調　整　方　針　〔抜　粋〕
篠山市	新設	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	【上水道事業】 ○水道事業会計は統一を図り、使用料については、篠山町の例による。 ○水道給水区域については、現行のとおりとする。 ○水道給水にかかる新規加入金等については、西紀町の例によるものとし、臨時給水にかかる費用については、丹南町及び今田町の例による。 【下水道事業】 ○下水道使用料については、篠山市の例による。 ○生活排水処理事業にかかる受益者負担については、次のとおりとする。 ・ 都市計画下水道事業負担金については、次のとおりとする。 ・ 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業分担金については、篠山市の例による。 ○生活排水処理事業にかかる加入及び管理等については、次のとおり実施するものとする。 ・ 農業集落排水事業新規加入者分担金については、現行のとおりとする。 ・ 農業集落排水施設管理については、西紀町及び今田町の例による。 ○下水道事業基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。
西東京市	新設	田無市 保谷市	水道事業については、新市においても、東京都水道事業の受託を継続する。 下水道使用料については、合併する年度及び翌年度に限り不均一とし、この間に料金統一の基本方針を定め、合併する年度の翌々年度より新料金を設定するものとする。
甲賀地域合併協議会	新設	水口町 土山町 甲賀町 甲南町 信楽町	【上水道事業】 ○水道料金については、口径に応じた基本料金と使用水量に応じた超過料金制として、合併時に統一することとします。 ○加入金については、合併時に統一することとします。 【下水道事業】 ○公共下水道事業については、次のとおり調整します。 ・受益者負担金は、現行のとおりとします。 ・受益者負担金の一括納付報奨金については、2年一括納付を廃止し、土山町、甲南町の例により平成18年度から適用します。 ただし、平成16年度、平成17年度は旧町の例によるものとします。 ・使用料は、水口町の例により合併時に統一します。 ○農業集落排水事業については、次のとおり調整します。 ・使用料は、現行のとおり基本料金(戸数割)と人数割料金により算定することとし、合併時に統一します。 ・分担金は、信楽町の例によることとします。 ・供用開始後、新たに使用者となる場合の加入負担金は、水口町の例によることとします。